

第7回かわさき教育プラン策定委員会会議録

日 時	平成16年12月26日 (日)		14時00分 開会 17時00分 閉会
場 所	ユニオンビルセミナールームA		
出席者	<p>新井 郁男 委員 (放送大学教授 埼玉学 習センター所長)</p> <p>小松 郁夫 委員 (国立教育政策研究所教 育政策・評価研究部長)</p> <p>小島 弘道 委員 (筑波大学教授)</p> <p>佐藤 一子 委員 (東京大学大学院教授)</p> <p>田中 雅文 委員 (日本女子大学教授)</p> <p>田辺 誠 委員 (田辺内科クリニック院 長、市学校保健会長)</p> <p>柴田 頼子 委員 (学校法人鷗友学園常務 理事)</p> <p>西山 克枝 委員 (PTA推薦)</p>	<p>今井 淑子 委員 (公募市民)</p> <p>増田 和子 委員 (公募市民)</p> <p>左澤 充克 委員 (公募市民)</p> <p>八木 晉郎 委員 (川崎信用金庫理事長)</p> <p>三好 秀人 委員 (神奈川新聞社編集委員)</p> <p>峪 正人 委員 (木月小学校長)</p> <p>正村 和久 委員 (宮前平中学校長)</p> <p>北條 秀衛 委員 (総合企画局長)</p> <p>河野 和子 委員 (教育長)</p>	<p>大森 彌 委員 (東京大学名誉教授、千 葉大学教授)</p> <p>齋藤 勝 委員 (さざなみ幼稚園長 日本女子大学講師)</p> <p>中島 豪一 委員 (川崎市全町内連合会会 長)</p> <p>寺尾 央 委員 (元小学校長)</p> <p>江幡 淳 委員 (元中学校長)</p> <p>吉田 正和 委員 (川崎市教職員組合執 行委員長)</p> <p>総務部長 (江 井)</p> <p>施設部長 (古 橋)</p> <p>職員部長 (皆 川)</p> <p>学校教育部長(隅 田)</p> <p>生涯学習部長(中 山)</p> <p>事務改善担当参事 (碓)</p> <p>企画課長 (市 川)</p> <p>企画課主査 (広 瀬)</p> <p>企画課職員 (田 中)</p> <p>企画課職員 (片 山)</p> <p>企画課職員 (豎 月)</p> <p>傍聴 24名</p>

14:00

市川課長

開会

この策定委員会の後の予定ですが、明年、年明けの1月11日に教育委員会が開かれる予定でございます。今日御承認等いただければ、その席において新井委員長のほうから、策定委員会からの「答申」として、教育委員会に御報告をいただくという予定になっております。どうぞ皆様方の御協力をお願いしたいと思います。

それでは、続いて議事に入らせていただきたいと思いますので、これ以降の議事進行につきましては新井委員長をお願いしたいと思います。新井委員長、どうぞよろしくお願いいたします。

新井委員長

それでは、早速でございますが議事に入らせていただきます。年末のお忙しいときに御出席をいただきまして、委員長といたしましても感謝申し上げます。

昨年5月21日に教育委員長のほうから諮問を受け、今回で策定委員会は第7回でございますが、約一年半にわたりまして、教育行政部会、学校教育部会、社会教育部会、3つの部会の中でいろいろと御議論をいただき、またその間、中間報告ができたところで市民説明会を開催し、その他、アンケート、FAX、というようなかたちで市民からのご意見もいただいているわけでございます。

そういうものをふまえながら、まとめてきたわけですが、諮問では「教育行政、学校教育、社会教育についての意見を聞きたい」ということでしたが、かなり今回の答申は具体的などころまでふみこんでいるというところに特徴というのがあると考えています。

そういう面で、行政、事務局の方々の御努力もずっとあったわけでございますが、今日は最後でございますので、項目毎と言いましょうか、章毎と言うのでしょうか、順を追って御意見をお出しただければと思います。また、時間の許す限り委員の方々の御意見、御感想といったようなものも、最後にお聞かせいただければと思っております。

来年、1月11日に委員会に答申ということになるわけですが、そのときに若干時間をいただけるようですので、そういうところで皆様の御意見などをお伝えできるのではないかと思いますので、ぜひ率直な御意見、御感想をお聞かせいただければと思います。

それでは先に進めさせていただきますが、前回10月に第6回が開かれて2カ月ぶりということになりますが、前回の策定委員会から、各専門部会の委員の方々の御尽力によりまして、ずいぶん内容も洗練をされてきているように思います。第9回の各専門部会におきましては、内容について大筋で御了承が得られたとうかがっております。

正副委員長も集まりまして、部会間の調整などもやらせていただいたわけですが、策定委員の皆様方も、事務局を通してプランニュースや会議資料が随時送られておりますので、既に御承知かと思えます。最初に、各部長のほうから専

門部会での協議のポイントについて全体的なことを御説明いただいて、あとはそれぞれの項目のところで必要に応じて御説明いただければと思います。

なお、あらかじめ委員の方々には、資料を事務局のほうから送らせていただいております。いろいろと最後の調整などを図ってございました関係もありまして、皆様方が十分に御検討いただく時間はなかったのではないかとと思いますが、ご覧いただいた上での御意見をお出しいただければと思います。

それでは、早速でございますが各専門部会の部会長のほうから、そのポイントについて御説明いただきたいと思います。最初に小松部会長お願いいたします。

小松副委員長

それでは失礼いたします。教育行政専門部会の部会長のほうから賜っております小松でございます。私の部会は、当初からそういうかたちでスタートしたわけですが、教育行政固有の問題と同時に他の2つの、学校教育専門部会、それから社会教育専門部会で御検討いただいた課題について教育委員会として、教育行政としてどのような関わりというか支援というか、お手伝いができるかということも含めて検討するというスタンスで議論をしております。

そういう面では、特に後半は2つの専門部会のさまざまな議論に対応したかたちでの議論ということになったのではないかと考えています。大筋では私どもの部会の最初から課題として掲げてきた方向としましては、川崎市全体での教育行政では、あまりにも大きな規模なので、学校や地域、市民の皆さんをもう少しきめ細かく支援できるシステム、具体的には行政区単位での教育行政や、総合的な行政支援というふうなことを考えてきましたし、教育行政そのものもできるだけ機動的に対応できるように、ということをやっております。

その関係でいきますと、例えば、学校教育専門部会等で中心的に議論いただきました、いわゆる学力問題に対する教育行政、教育委員会としての対応につきましても、学校教育専門部会の議論をふまえて市教委として独自の学力観といえますか、報告書のほうで書いている、川崎式の新しい学力、生きる力、というふうな考え方や、川崎市としての独自の学習状況調査のようなことについて、議論をさらに深めるということをしてまいりました。また、各学校における、校長先生の権限の委譲に伴う教育委員会としての対応のしかた、というふうなことを考えてまいりました。

同じように、社会教育についても、学校の持っているさまざまな資源というノウハウというか、これまでの経験を、できるだけ市民全体にお役立てできるように、学校を地域の拠点にしていくというふうなこと。あるいは、開かれた学校づくりというふうなことで、社会教育専門部会のほうでの議論を受けながら行政としてできること、新しい施策について議論をしてきたところでもあります。

個別的なことについては、また具体的な答申案の中で、御説明することがあればしたいと思っておりますが、一応われわれの議論は、特に後半は、教育行政の固有の問題というよりは、施策全体に対して教育委員会としてどのように関わっていけばよいか、というふうなことを各専門部会とも協力しながら議論をしてきたと私は受けとめております。簡単ですが以上で終わります。

新井委員長

ありがとうございました。御質問があればまとめてということで、それぞれのところでお話しいただければと思いますが、次は学校教育部会のほうになりますが、小島部会長がちょっとまだおみえになっておりません。追って来られると思いますので、先に社会教育のほうをお願いできればと思います。

佐藤副委員長

社会教育部会長を務めさせていただいております、佐藤と申します。前回の策定委員会でさまざまな御意見をいただきまして、それから数カ月にわたりまして社会教育の部会、それから社会教育委員の会議、それから地域教育会議の代表者の方々の会合、そして、もちろんさまざまなかたちで寄せられる市民の方々の御意見、これらを総合的に調整しながら最終的な答申にこぎつけることができました。

非常に多くの関心を寄せていただいたということで、まだ論点は尽くされていない面もあるかも知れませんが、限られた時間の中で委員の方々が非常に積極的に御意見を言っていただきまして、それらをかなりの程度、文章に凝縮することができたのではないかと思います。

内容面では、まず第1点、学校と地域の関わりということで、社会教育は縦割行政の中にあるわけなのですが、やはり今回の答申の場合に、先程小松副委員長もおっしゃいましたように、いかに縦割りと同時に教育行政全体の中での社会教育の位置づけや、市民の方々の生涯学習の意味を、横割りといいですか、連携的にとらえていくか。そういうところでの議論がずいぶんなされたかと思えます。

その点で、「学社連携」という言葉は、さほど積極的に用いられてはいないのですが、新井委員長がおっしゃいました「学習社会」のイメージを学校レベル、それから中学校区レベル、そして行政区レベル、全市レベル、というふうなところで市民の参加のさまざまなシステムについて、具体的に提案しているということです。

例えば、通常は学校の問題だけで語られるような、2の「個性が輝く学校をつくる」という重点施策の中でも、後半の「読書のまち川崎」以降ずっと学校教育推進会議やさまざまな中学校区、地域教育会議、地域運営学校の設立等に関して、学校と地域を密接一体のものとして、子どもたちの教育内容にもそれが浸透していくような、そういうシステムづくりの提案になっているわけです。

そしてのところでは、行政区における教育支援体制ということで、社会教育の施設や学校施設等のネットワーク化ということをやっておりますし、学校教育・社会教育・子育て・福祉などの連携ということをやっております。

そのように、地域全体の中で、あるいは大人と子どもの関わりの中で、学校というものをとらえていこうという方向性に、社会教育の今までの蓄積をある程度、煮詰めたかたちで御提案することができている、というのが第1の特色かと思えます。

第2の特色は、社会教育の部分で重点施策5「市民の学びを支援する」ということなのですが、ここは市民館を中心に、ということで、今日の読売新聞にも書かれておりますが、ここを分権化された教育支援の中核にしていく。市民の生涯学習と学校教育を横断的に連携させていく、その拠点としての位置づけというものをやっております。また、これは重点施策の4の「地域に開かれた学校施設」というところでも同じような考え方で提案がされておまして、ここに地域教育サポーター

制度とか施設のネットワーク化が出ております。

それから、今までの社会の変化の中で新しい市民教育の可能性ということで、例えばシニア世代の問題でありますとか、専門学校・大学・企業との連携、あるいは市民教育、総合型地域スポーツクラブというふうな提案で、一定の今までの蓄積をふまえながらも、これからの時代にふさわしいような展開、ということを具体的に提案しております。

3番目は、主として6に書かれており、そして他の重点施策にも反映されていると思いますが、やはり教育を変えていく上での市民活動というものの重要性、学校教育に、あるいは自らの学びで培われた、そういう市民の力が教育行政としてどう行政に届くようなシステムをつくるかということで、学校教育推進会議、あるいは行政区の地域教育会議、中学校区地域教育会議、そして最終的に市全体の教育改革推進協議会というふうなことで、ここの教育行政の中でも市民が活躍できるようなさまざまな仕掛けづくりというものを提案しているのではないかと思います。

以上、大きく3点が、議論しながらいろいろ御意見をいただいて内容が反映されてきている部分かと思います。まだ言葉の面では熟さない面もあろうかと思いますので、今日御指摘をいただきながら最終案にまとめていくことができればと思っております。どうもありがとうございました。

新井委員長

どうもありがとうございました。小島先生は間もなくおみえになるとしますので、おみえになったところでお話いただくことにして、私のほうから始めますが、各部会での審議の方向については、いまお話があった通りでございます。

私のほうから御説明を申し上げたいのは、1つは「はじめに」という1頁のところでございます。もう1つは、3頁のところにプランの基本的な考え方、第1章、プランの大きな考え方というところでありまして、そこについて若干の説明を申し上げたいと思います。

まず「はじめに」というところですが、最初の段階では策定委員会が書いた文章というよりも、ニュアンスとして「本市では何々にしています」というふうに、市のほうが、というようなニュアンスになっておりましたので、その表現を若干変えさせていただきました。

例えば、「策定の趣旨」というところの第3段落、「本市では何々を展開してきました」というふうに書いてあったところを、「展開されてきました」というように修正しております。それが1点でございます。

もう1つは「生き生きとした川崎の教育をめざして」という、昭和61年に出された報告のことに關してですが、これについては20年近く経っているわけですが、教育への市民参加の重要性を説いているということで、今回もそういう考え方をさらに強めて、それを具体化するにはどうしたらいいか、というかたちで御提案をしております。

「生き生き懇」の提言が古くなったというのではなく、その内容をさらに実質化していこうと言う趣旨で、そういう意味で「生き生き懇」の報告というのは大変意義があったという評価を、この「はじめに」というところでさせていただいたとい

うことでございます。その辺が大きな修正でございます。

いま小島先生がおみえになりましたので、小島先生のお話をうかがった後でお話をさせていただきます。

小島先生、おいでいただいてすぐというのは恐縮なのですが、実は各部会で10月以降議論されたこと、それ以前のことも含めて、全体的なことについてポイントになるようなことを5分くらいでお話しいただければということでございます。御到着早々で恐縮ですけれども、いま行政部会と社会教育部会については御説明いただいたところでございます。よろしく申し上げます。

小島副委員長

時間をちょっと勘違いしてしまして、失礼いたしました。

学校教育関係の部会では、当初は「川崎版」ということでしたが、最終的には「川崎式」というような表現で、その力をどうつけていくのか、というようなことと、「個性が輝く学校」というようなことが主として大きなテーマになり、それに関する事柄について協議してまいりました。

そこでは、教職員の力量の問題についても、やはり学校教育の部会では関心を持たざるをえないというようなことから、かなり時間を割いて議論をしてきた経緯がございます。

学校教育は、生涯学習などと深く結びついて展開していることから、そうした事柄との関連についての議論もございました。

ここではその中で特に中心となった、冒頭で申し上げた2つの点について簡単に御報告申し上げたいと思います。子どもたちにどんな力を身につけていくのかということは、私どもの部会の中心的な関心事であったわけですが、そのときにどんな力を身につけたらいいのかというようなことで、「生きる力」というものをまず考えようということになりました。

しかしながら、「生きる力」といっても文部科学省等でいっている、または全国で理解されているような「生きる力」だけでは川崎らしさ、川崎のこれまでの学校教育で蓄積したものの特徴を必ずしも表現した言葉ではないということで、最終的にここでいうような「川崎式」という表現にしたわけでございます。

その場合に、「川崎式」というものについては、これも議論がありました。最初は「川崎版」ということであったわけですが、最終的には「川崎式」ということで、川崎市がこれまで社会教育、生涯学習というような関係の中で展開してきた学校教育の実践とその蓄積を踏まえて考えた次第です。人権もそうですし、子どもの権利条例もそうですし、学校と地域との問題、それから地域活動の中での学校というようなことも入れながら、川崎らしさを表現したもので「生きる力」をつけていこうということです。

ただ、その場合でも、やはり生きる力を単に人権とか権利条例とか社会教育とのつながりだけで考えるのではなくて、やはり学校には社会から期待された非常に大事なものがあるわけです。つまり、子どもたちの能力というものをより質的に高いものにしていくことが学校教育のねらいでもあるわけですから、やはりそうしたものを忘れてはいけません。そういうバランスのある能力の育成をめざしていこう、と

というのが結果的に、「川崎式で生きる力をつける」という重点施策になったわけでございます。

これ以上の話は、これからのここでのやりとりの中で申し上げますが、もう1つは、「個性が輝く学校」をどうつくるかという議論でございます。日本の学校というのは多くは横並びの中で進められてきて、それが今さまざまな問題として受けとめられてきているわけですが、各学校が思い切った教育をしていってその期待に応えるということがいま大切だということから、では、それをどうやって出していくのかということで、やはり各学校が自主的に、教育課程を編成していく。作り出していく、または開発していく、という方向が1つ、挙げられてきていたわけです。

それによって各学校の特色を出していくという方向と、もう1つは、地域と学校とのつながりというものが川崎らしさの1つだということです。ずっと主張されてきたわけですが、それを最近の動きに合わせて、つまり法律の改正がされましたが、地域運営学校というようなことで、その面から学校の個性なり特色なりを出しながら輝く学校を作り出していったらどうか、というようなことでございました。

ただ、率直に申し上げますと、学校運営協議会の設置についてはいろいろな議論がありました。ありましたが、最終的にそういう方向をとっていったらどうか。ただし、その地域運営学校という、法律でいわれているような条文解釈的なことだけではなくて、多様なあり方をそれぞれの地域なり学校で、見出しながらかつづくのが望ましいのではないか、という方向に落ち着いたわけでございます。

学校教育部会では主としてそうした2つの点に絞りながら、そして、もう1つ教職員の資質・能力の問題をどうしたらいいのかということにも深い関心を寄せながら、これまで議論を展開し、今日のこういう報告の案になったわけでございます。長くなってしまいましたが、以上でございます。

新井委員長

どうもありがとうございました。それでは、御説明について御質問などもあるかとは思いますが、これからの審議の過程でその内容に応じて御質問、あるいは御意見をお出しいただければと思います。

それでは、私のほうから若干また説明をさせていただきます。先程「はじめに」というところについて説明しましたが、もう1つは第1章の「プランの基本的な考え方」のところでございます。

ここでは、「プランの目標」と「プランにおける施策の方向性」となっていますが、この2つの点について若干の修正をいたしましたので、説明いたします。

まず、「プランの目標」のところですが、これについて正副委員長会議でもいろいろ議論をしたわけですが、学校の具体的な姿が見えるようにしたほうがいいのではないか、という御意見もあつたりしまして、途中経過では、2つ目標を、1つは学校、1つは社会教育というか地域、と分けて設定するというのも考えて、文章もつくってみました。

ただ、この2つの目標は、既にこれまで御議論いただく中で了承していただいているということもありますし、議論としては学校教育部会、社会教育部会、というふうにそれぞれ分かれて御議論はいただいたわけですが、基本的なプランの目標と

ということからいうと、学校の目標はこう、社会教育の目標はこうだ、と分けて考えるのではなくて、むしろそれぞれに共通の基本的な目標ということで考えたほうがいいのではないだろうかと考えました。

それで、まずこの「プランの目標」の最初の2行のところに、「本プランでは学校教育や社会教育における施策を展開して・・・」と。つまり、2つの目標は学校教育についての基本的な目標でもあり、社会教育の基本的な目標でもあるという、両方に関わる目標だということを明記しました。そういう2つの、学校教育と社会教育における施策を展開していく上で、次代を担う人づくりと地域づくりという2つの視点から目標設定をしたということでございます。

ですから、この2つの目標は変えないで、若干説明を加えたわけでございます。特に、最初のところでは「学習社会を創造する」という言葉が前から出ていたわけですが、ただ学習社会と申しましてもその捉え方はいろいろあるわけでございます。

中央教育審議会の答申の中でも、昭和56年に「学習社会」という言葉が出ております。その後、学習社会ではなくて生涯学習社会とか「生涯」という言葉を付けたりして、変わってきておりますけれども、その中教審の答申ではその学習社会というものを「学歴偏重社会を打破した社会」というような意味合いで使っていたように思われます。

「どこで」人々が学んだかということではなくて「何を」学んでいるかという、一人一人の学習自体を、正当に評価できるような社会、それが学習社会だと、そういうとらえ方をしておりましたが、そういう考え方が基本にはあるわけです。

今回の川崎のプランの中では、大人も子どもも含めて、市民として一人一人が生き生きと輝いてネットワークの中で主体的に学習ができるようになっている、そういう社会であるということです。学校・地域・家庭、全部を含めたところがすべて学習社会になっていかなければいけない。このような意味合いで使っていると、そういう説明をしたわけでございます。

2番目の目標についても、基本的にはこの従来目標をそのまま挙げさせていただいて、それについての説明を少し詳しくさせていただいたということでございます。

4頁ですが、「プランの方向性」ということでしたが、中身のほうはプランそのものというよりもむしろ、具体的な施策の方向性というようなことではないだろうかということで、内容に沿ったかたちで、表現を「プランにおける施策の方向性」としました。今回は基本的な考え方だけではなく、具体的に施策のところまでふみこんで提言を申し上げるということになったわけですが、そういう施策の方向性ということを書いておりますので、そのタイトルも「施策の方向性」と変えさせていただきました。

以上が、私のほうから冒頭で申し上げておきたいことでございます。それでは、私どものほうからの説明は以上ということにさせていただきまして、委員の方々から御意見をちょうだいしたいと思います。なお、今日は策定委員会ということでございますが、専門部会の委員の方も御出席していただいておりますので、何か特にとということがございましたら御発言をいただければと思います。

それでは、順序を追って御意見をいただきたいと思いますが、まず、その答申の文章というのが1枚あります。こういう文章でいいかどうかというのは最後のところにさせていただきますが、まず「はじめに」のところですね。これについて、何か御意見はございますか。

特にございませんようでしたら、次に進ませていただきます。

2頁にはプランの全体像がありますが、これは目次みたいなものでございますので、逐次このプランの全体像に関わる章にしたがいながら御意見をいただいて、全体像について、若干変えたほうがいいのかというところが出てまいりましたら、またそのように検討するというようにさせていただきます。

そういうことで、最初に第1章のプランの基本的な考え方。目標というところと、施策の方向性でございますが、まずプランの目標のところでは何かございますか。

また、前に戻って何かあれば御意見を出していただいて結構でございます。その次、プランにおける施策の方向性というところは「における施策」をタイトルのところに付け加えたわけでございますが、ございませんでしょうか。

それでは、ひと通り御意見をうかがいたいと思いますが、第2章の重点施策。ここでは川崎式で生きる力をつけるということがございます。こどもだいが議論してきたところでございますが、この川崎式という表現についてもいろいろ御意見がある中で、最終的にここに落ち着いたということです。川崎という地域の特色というものを生かして生きる力をつけていくということでございます。

1つここで、細かいことですが、表現でちょっと変えたところがあります。5頁の「背景・目的」とあるところの最後から2行目。「本重点施策では」と書いてあるところの2行目のところですが、「子どもの発達に応じた」、前は発達段階、「段階」という字が入っておりましたが、あまり「段階」という文言は、心理学用語としても正確ではないということで、「段階」という言葉を取らせていただきました。

何かございますか。

それでは、いま第2章と申し上げましたが、内容の関連しているところですので、第3章の施策体系も含めて御意見をいただければと思います。施策体系の中で特に重点的なものが第2章に出ているわけでございますので、第2章と第3章はまとめて、両方含めて、御意見があればお出しいただければと思います。どうぞ、田中委員。

田中委員

大きく分けて2つあります。1つは9頁の「個性が輝く学校をつくる」というところに関連した問題なのですが、内容的には特に意見はありません。言葉でちょっと気になるものですから確認なのですが、1つは2行目の「要望」という言葉なのですが、保護者や地域の方々からの要望という言葉について、たしかに要望というのもあると思うのですが、要望という言葉は言ってみれば何か利己主義といいますが、エゴイズムというか、それが認められるような表現に受け取られやすいような気がするのです。

ただ、部会の中でこの「要望」が一番ふさわしい言葉だということで確認されているのであればこだわりません。ちょっと気になるということです。それが1つ。

同じ頁で、前回の委員会で「個性が輝く学校」という言葉についてどなたか、委員さんからコメントがあったような気がするのですが、私もちょっと、今の段階になってこれをあらためて見てみると気になるのです。

というのは、学校の個性というのは、本来子ども一人一人に個性があって、家庭にもやはりそれぞれの個性や背景があって、地域にもいろいろな事情や背景があります。それに対して、教師にもそれぞれの力量や個性など、いろいろなものがあって、そういうものをうまくつなげて学校長の経営手腕によって1つの、本当に子どもたちに合った教育をしていくという結果として、学校の個性がにじみ出てくるというものではないかと思うのです。

たしかにその文章の中身はそのような内容になっていると思うので、特に中身は問題に感じないのですが、この表看板が「個性が輝く学校」というふうになると、いま言った順序が、ややもすれば逆になる可能性があると思うのです。

要するに、うちの学校の個性は何かというので、個性を求めながら外から個性が与えられて、それが結果として子どもたちの教育に影響していくという。わが校は環境教育でいこうとか、国際理解でいこうとか、何かそういうふうな当てはめのための個性で学校の個性をとらえられてくると、少し問題なような気がするのです。

ですから、頭から「個性が輝く学校」というふうに出してしまって、学校長の先生方がかえって、外からのプレッシャーを感じながら学校の内側とのギャップに悩んで困ることはないかというような気がするのです。特に学校長の先生方のお立場で、出席されている委員の先生方が、特にこのタイトルで問題ないというのであれば私は何もこだわりませんが、ちょっと何か、最近学校の個性と言い過ぎのような気がするものですから、少し気になります。

1つめはそれなのですが、もし一回ここで意見交換していただけるならそれで止めて、また次に意見を出させていただきます。

新井委員長

9頁のところ、1つは地域の方々からの「要望」という言葉はどうだろうか。個人的なエゴのようなイメージがあってどうだろうかということと、もう1つはこのタイトルの「個性が輝く学校」という表現ですね。これはいろいろ部会でも議論があったところだと思いますが、これについて御意見はございますか。

この「個性が輝く学校」というところだけを読むと、子どもの個性が輝く学校という、そういう意味合いもとれるわけですが、この説明のほうにありますように、各学校が創意工夫をこらすと。個性ある教育活動ということで、学校の個性という意味で使っているわけですが、しかし学校の個性が輝くというのは基本的には一人一人の子どもの個性が輝くために、というのが基本なのだろうと思います。

その場合に、違う学校をつくってそれを選択するという、いわゆる選択制と結びつけてしまうようなかたちで考えられるとやはりまた、問題の質が違ってくると思います。選択制ということも今後の課題だろうと思います。

ですから、それぞれの学校にいる子どもたち一人一人の個性に対応していくということになると、学校によって子どもたちの実態も違うわけですから、当然それに対応していく中で、学校にも違いが出てくるという意味合いだと私はとらえてはあ

りますけれども。小島副委員長、いかがでしょうか。

小島副委員長

このへん、大変議論になったところです。「地域に根づく学校」としたらどうかとか、そんな話も出ました。そのへんは文章の中に、その「地域に根づく……」との関わりで表現されて、最終的にこのようなものになったわけです。

私の受け止め方で申し上げますと、日本の学校は、とにかく横並びであるということと、それから川崎市のこれまでの学校と地域との関係の中では非常に、つながりを持ちながら相互に良さを発揮するような方向で展開されてきたという認識に立ちながら、しかしこの時代、学校がもっともっと生きる力をつけるための自主的、主体的な努力というようなものが求められているだろうと議論をいたしました。その姿が「個性輝く学校」ということなのだろう、ということで落ち着いてきたような気がします。

ネーミングについては多様な意見がありましたから、その中で「よし、これでいこう」ということで、中身については御異論なかったような気がいたしますので、それを表に出す言葉としてまあこういうのでいこう、というようなことですね。

それで、個性というのは1つ1つの学校が学校づくりなり教育づくりなりをしていく、そういうのが個性というふうになっていくわけですから、日本では画一教育が百何十年か続いてきた。それを打破するための1つの方向として各学校がもっと思い切った教育を展開していく。私などは「校長先生がんばってくれ」というようなメッセージもここに含まれていると思いながら、この表現で落ち着いたと思います。

新井委員長

「要望」という言葉はどうか。

小島副委員長

「要望」は、これは全然気がつきませんでした。ですから、解釈ではいろいろ出てくるかと思いますが、特別「意見」と「要望」というものを意識しながら「要望」を選んだということではなくて、中身は田中委員が先程おっしゃっていただいた意味での「要望」であると思います。

新井委員長

この件に関して何か、他に御意見ございますでしょうか。特にないようでしたら、田中先生、タイトルのほうは今の御説明でどうでしょうか。「要望」についてはたしかにちょっと表現を検討したほうがいいかなと思います。意見」という言葉も出ましたので、そのへんもふまえて、どのように修正するかはお任せいただければと思います。他にございますか。

田中委員

次は確認なのですが、はじめに出てくるのが16頁ですか、4番目の項目の「地域に開かれた学校施設」のところですか。ここで、該当する個所としては【内容】というところの3行目で「体育館、校庭などの開放、再転用可能教室、特別教室の有効活用や他の公共施設との合築・複合化を進めています。」というところなのですが、私の頭に浮かぶのが、例えば麻生区にあります虹ヶ丘小学校のコミュニティールー

ムです。制度上は学校開放とかというのは地元の運営委員会に委託するというかたちでやっていて、今でだいたい6年ぐらいになったと思います。

ああいうかたちがこれから他の学校でも、地域住民によって、いろいろとそれこそ要望といいますか、意欲でやっていきたいというふうな動きになってきたときに、この答申がそれをサポートできるような内容になっているのかどうか、というのがちょっと気になるので、確認です。

いま例として挙げたような虹ヶ丘小学校のコミュニティールームは、この答申の中ではこの3行目に書かれている特別教室の有効活用とか、再転用可能教室の利用というところにあたると考えていいのかということと、この問題が他の個所にも関連して出てくるのですが、一番関係してくるのが42頁だと思います。

42頁の上のほうに、 から までである、四角で囲ったところがありますけれども、 はいま話したような内容がほしい同じようなかたちで書かれておりますが、 のところに「地域のNPOや任意団体との協働を推進します」というふうに書かれてあるものですから、例えばいまの虹ヶ丘コミュニティールームのようなかたちで、地域の団体がネットワークを組んで、それでかなり主体性をもって用しながら子どもと大人の交流も含めて、地域住民の居場所も含めて、地域施設としてやっていきたいというふうな動きが、いくつかの地域で出てきたときに、その裏付けとしていま申し上げたような項目が、そういう意欲ある住民にとって後押しとして考えていけるものなのかどうか、ということの確認なのですが。そう思ってよろしいでしょうか。

新井委員長

それでは、事務局のほうでお願いします。

市川課長

事務局のほうから。いまの田中委員の御意見ですが、まさしくおっしゃった通りで、この におきまして、今後の学校施設の有効活用、地域での多様な取り組み手法というものが当然考えられていいわけでございますので、虹ヶ丘小学校のようなかたちで、地域の方々がネットワークを組んで、自主的に学校の活用を求めていくということについて、当然ですがこの施策体系の中に位置づけまして取り組みを支援していく。そういう意味で、この施策で、学校施設に関する地域住民との協働の推進というところに位置づけさせていただいているところでございます。

田中委員

どうもありがとうございました。虹ヶ丘のコミュニティールームの方式が1つできたきりで、その後全然できないものですから、どういうふうに考えたらいいかと今まで、関係者ながら思っていたのです。

今のお答えで、虹ヶ丘コミュニティールームと同じ方式ではなくて、もうコスト的にいろいろな方式、まったく同じではなくても似たような方式でいろいろな工夫で、地域住民のほうからの発案をくみ上げながら行政施策として展開できそうだというふうに、受けとめました。どうもありがとうございました。

新井委員長

増田委員、先程手をお挙げになったので。

私は2点、お話ししたいのですが、まず1つが、重点施策になりますけれども、10頁の「学校の情報公開の推進」というところについて。半分ぐらいは確認のようなことになるかも知れませんが、まずこの1点についてお話しします。

先程の「プランの施策の方向性」でもあったように、このプランは各学校の自主性や自律性を促進すること、それから市民との協働をめざしていくということが大きな柱にあったと思うので、それをうまく動かしていくために「学校の情報公開」が、そのバックにある大事なものになると思っています。

この学校の情報公開の推進について2点、大事なことがあると思っています。1つは、保護者や地域への説明責任を果たすということなのですが、その果たし方というのか、どのような対象に対してアプローチして情報公開していくかというのを考えておいてほしいと思います。

今までと同じような形で情報を出していたのでは、情報公開が推進されないと思います。例えば、学校に日中來られる方だけにお手紙を出したりするのではなく、夜間しか時間が自由にならない方、土日しか学校に関わることが出来ない方も情報公開の対象として視野に入れて「学校の情報公開の推進」を考えて欲しいということです。例えば、インターネットなど情報技術の利用も考えながら今まで情報を得ることが難しかった人達も含めた情報公開を考えて欲しいと思います。

もうひとつは、どんな内容を公開していくかということです。ここで例に挙げているのは「学校経営の計画の公表や授業の公開など」となっているのですが、私の経験で今まで学校を見ているかぎりでは、学校の計画というものは少しずつ表に出てくるようになってきていると思うのですが、計画がどのように実施されたのかとか、結果については見えにくい状況になっているように感じられます。情報公開の推進の中で、公開していく内容について、結果や実績というものも念頭において情報を公開することを考えてほしいということがあります。以上が「学校の情報公開の推進」についての1点目の話です。

もう一点は、11ページ7の「読書のまち・かわさき関連事業の推進」という項目についてです。これは、個性が輝く学校をつくる、地域に根ざした特色ある学習を進める、という項目の中であげられています。「読書のまち・かわさき」という言葉からは想像しにくいのですが、結局この事業には子どもたちに何らかの力をつけるために学校図書館を活用していくということを推進するということが念頭に入っていると思います。子どもたちにつけたい力は、7ページ重点施策の「川崎式で生きる力をつける」の「自ら学ぶ意欲、自ら考える態度や姿勢、思考力・判断力を育てる」など、自分で学習し考える力を子どもたちに付けたい力として大事にすると思いました。学校の図書館というものは、子どもたちのそういう力をつける学習活動をささえる道具とか材料になるものだと思います。地域の特色にあった学習を支援する道具というよりは、もう少し基本的な7ページ1の「川崎式で生きる力をつける」ためのひとつの道具だと思いました。再掲になるかもしれませんが、「川崎式で生きる力をつける」の項目として記述した方がいいと思うのですが、どうでしょうか。

新井委員長

ありがとうございました。2つの重要な御意見をいただきました。1つは、10頁のところにある情報公開です。説明責任を果たす場合にそれをどういう方法で行うのか。いろいろな方の生活状況の中で、誰もが受け取れるような説明の方法が必要ではないかという、そういう御意見だと思います。

それから、何を説明するのかという説明の内容の問題ですね。何をやっているかということだけではなくて、その結果はどうかということまで必要ではないかということで、私もその通りだとは思いますが、その辺のところを、いま表現を工夫して付け加えることができるかどうかということだろうと思います。これについて何か御意見はございますか。

もう1つは、11頁の7にある読書のまち川崎関連事業。これは、生きる力のほうにある自ら学ぶ意欲とか、思考力・判断力を向上させる学習指導の充実という、そういうところと、関連して考える重要さということで、再掲といえますか、1のところにも入れたらどうだろうか、ということです。いかがでございましょうか。

小松副委員長

教育行政部会のほうから、いまの増田委員の考えに関してですが、基本的には、先程簡単に御報告しましたように、各学校の自主性といいますか、自律的な工夫を大いに支援していきたいということです。例えば、学校の情報公開の場合でも、残念ながら今のままですと、できる先生がいる学校はかなり進むのだけど、そうではない先生や、あるいは大変忙しくてなかなかそこまで手が回らないという学校が、これはもう川崎に限らず全国で見られます。

私は、それが広がっていくためには、各学校にお任せというのではなくて、やはり教育委員会としても、この学校情報の公開に関して、インターネットのホームページもそうですし、そうではない紙媒体のほうでも進めていくべきだと思っています。率直に申し上げて今の学校から出されている情報というのはなかなか保護者や地域の人にとってはわかりにくかったり、あるいは見る機会がうまく工夫されていなかったりというようなことがあると思います。そういう点で言うと、これは全体的に教育委員会として、何とか支援をするということも考えたほうがいいのかと私は思っています。

ですから、行政部会の姿勢としては、各学校にお任せすると同時に、それぞれの施策がうまく離陸というか滑り出すための、特に初期段階はやはりちょっと行政が支援をしたり、あるいは場合によっては地域の人や民間のさまざまな知恵や経験をうまく学校に導入しやすいようなかたちで、こういうこともやれますよ、やったらどうですか、というふうなアドバイスをしていくことができるのではないだろうかと思っています。

同じようにして読書の問題も、例えば、学校の情報の中に学校としてこういう読書指導というか、あるいは読解力についてどう考えているか、というようなこともぜひ入れてください、というようなことを委員会のほうからお願いをする、あるいはアドバイスをするというような施策も十分ありえますし、同時に、いまおっしゃったように学校図書館、学校が持っている読書からむさまざまな資源というかノ

ウハウというか、そういうものもうまくお伝えして行って、子どもたちと同時に保護者の方にもそのへんのことの利用を積極的に進めていくということも考えられます。

さらに言えば、教育行政を超えて川崎のまち全体が「読書のまち」ということを1つの個性として、例えばまちの中に本屋さんがもう少し利用しやすく、しかも子どもたちが行きやすいような、そういう施設になるよう、商店街の皆さんにお願いをしたりというようなことだってありうると思います。

まちづくり全体として、こういう読書の環境に子どもたち、あるいは大人も親しみやすいような、そういう施策を総合的にやっていく。それは、ですから教育委員会の仕事だけではなくてまちづくりの中に教育的な、あるいは学習社会という私たちの大きな目標に沿った施策が展開されるように、教育そのものも総合的な行政と一体的に進めていただければと施設のほうでは思って、議論をしてきたところです。

小島副委員長

ここの、特に説明責任のところは、これも結構議論してこのような表現になったわけですが、中身としては増田委員がおっしゃるようなことを含んでいると思います。

しかしながら、そういうことが、ここで読み取れないということでしたから、やはり、いまおっしゃるような内容のものを含んで表現したほうがいいのかと思っております。これは委員長の全体的な、今後の最終答申に向けての作業の中でそのへんを工夫していくというようなことかなと思っています。

やはり説明責任というようなもの、その方法と公開する情報等は、いま非常に大事な部分ですので、いろいろ学校が努力しているわけですが、ただその努力が、いわゆる伝統的な部分が結構多いのではないかと。

今、必要なことはアカウントビリティつまり説明責任とか、結果責任だとか、学校経営計画などで、各学校が自分たちの学校はこういうことをするよというメッセージを送ったものが、最終的にどんなかたちでどの程度実現されたのか。やはりそのようなものがなければ説明責任を果たしたことにはならないというような話も出てきていますので、ここにはそういう部分というのが含まれているわけです。

そうでなければ、個性輝くという学校にはならないと。やはり個性輝く学校というようなものでいえるためにはアカウントビリティとか成果、結果とか、そのようなものを保護者とか地域住民に示すことができ、そのことによって住民とか保護者からその学校が輝いているかどうかというような評価をいただけるのではないかと、と思います。

いま増田委員から出された意見については、それに基づいて表現を工夫していったほうが、よりはっきりしたメッセージを送ることができるのではないかと考えています。

新井委員長

この図書館の事業を重点施策1のところにも入れたらどうだろうか、ということについてはどうでしょう。

小島副委員長

そういう話は部会では出ませんでしたので、これを入れてしまうことによって整合性とか、それぞれの役割がどうなるかというのは即断できません。

増田委員

少し補足させて下さい。この「読書のまち・かわさき」は最初は地域の図書館とか地域のボランティアを活用した学習活動の支援といったイメージの強い内容で書かれていました。ここについては、配置されたばかりですが、司書教諭など学校の中にも学校図書館に関わる人がいるのでそれに対応した修正を途中で入れていただいたと思います。1「川崎式で生きる力をつける」は、とが「命・心・人権教育」で、からまでが「学力の関係」で、が「体力」、以降がこれらの力をつけるための方法、装置、材料や道具ということで整理した経緯があったと思います。その整理の仕方、その修正後の内容をもう一回読んでみましたところ、1「川崎式で生きる力をつける」にあげられている「自ら学ぶ意欲、自ら考える態度や姿勢、思考力・判断力」という力をつけるには全ての学校にある学校図書館も、その道具のひとつと考え、マル9以降にあげてもいいのではないかと思いました。地域の特色というよりはもう少し基本的な事項ではないかという感じがしたわけです。ただ、今、ご説明を受けた内容もわかりましたので、あとは全体的な整合性の問題など勘案して調整していただいてもかまいません。

小島副委員長

これですいぶん私もはっきりいたしました。それで、8頁に「家庭の教育力の向上」というようなものが、結果的にここに落ち着いたのですね。ですから読書の問題も、一般論としてはここに入れてもおかしくないわけですね。

いまのお話のように川崎市でそこが、読書の問題というか、非常に大事だと。学校司書の活動の問題も含めて非常に大事だというならば、むしろ8頁のところに入れてもおかしくないし、おかしくないどころか、そういう政策を誘導するためにも、または学校の活動を誘導するためにもいいかも知れません。これは施策として出ていますので、行政としてどうなのかという、ちょっとそのへんの整合性があるかと思いますが。

新井委員長

何番に入れるかはともかく、いまの御意見拝聴しておりまして、やはり学校図書館の活用ということは、読み書き、自ら学ぶ、そういう力を養っていく上では重要なことで、読み書きは国語の授業だけ、教室の中だけではないわけですので、そういう意味では「生きる力」のしかるべきところに位置づけるということは検討していいのではないかと思います。それについて何か、他に御意見はございますか。

田中委員

部外者でありながら、いま急に、お聞きしていて思いついたのですが、11頁のから後は、よくよく見てみると、ほとんどすべてが1の生きる力をつけるための装置でもあるわけです。もともといまのこの案の中で入っている7頁から8頁にかけての、いま増田委員がおっしゃった以降は、家庭の教育力を別にすれば、個々の学校の内部の問題としての努力の仕組みかな、と今見ていて受け取ったのです。それで、11頁のほうは学校と外の連携とか、そういう工夫による子どもの生きる

力をつけるための支援かな、というふうに今見ていて受け取りました。

ですから、特に図書館が重要だということであればもちろん、いまの御意見通り7頁か8頁に入れていただくのは私も賛成なのですが、11頁のその他の項目も当然そうなるので、すべて再掲されてもちょっと見にくいですから、どこかに1の生きる力を支援するのは、ここの1の項目に掲げているものだけではなくて、学校外との連携の中で11頁に掲げているものすべてが、それぞれの工夫の下に活かせるのが望ましいとか、何かそういう、1と2を結ぶような工夫があればありがたいと思います。

新井委員長

生きる力に関係するのは だけではないということで、2に書かれてあるような事業が、生きる力を育てていくという上でも関連しているということ、どこか分かるべく文章を挿入すると、そういったことも考えられるということですね。特に他に御意見がないようでしたら、どちらにするか、ちょっとまた検討させていただいてお任せいただければと思います。

それから、説明責任のことは、いま部会長さんのほうからもお話がありましたように、工夫をする方向で検討をします。この問題は、先程田中委員から出た要望の問題とも関連します。学校がどういう方向で発信するかという問題と、学校の外のものをどういうふうに受信するかという、その両方の問題です。ですから、重要な問題であると思います。他にございますか。

柴田委員

8頁、その他にも出ておりますけれども、「特別支援教育」というのがありまして、ここに書いてある文章だけ読むと、別に引っかけるところはないのですが、障害児というものに対してどういうふうに基本的にお考えになったのか、その辺を伺えればと思いました。

小島副委員長

障害児教育の問題と特別支援教育について、部会でも議論したと思うのですが、ただ、なぜ特別支援かというようなことを、自覚的にというものではなくて、内容については皆さんもう御存知だということで、しかも政策的に挙がってきていますので、そういうような考え方でこのようなものがありうるということです。

要するに障害児、「障害」というような言い方が差別につながるのか、または障害といっても、乱暴な言い方をすれば人間はみんな障害を持っているわけです。ですから、そういうものをスペシャルニーズという言い方でとらえながら、やはり障害児とか障害児教育というような発言は日本では、もうこれからはしないようにしようという大きな流れがありますので、そういう認識に立ってこの特別支援教育というものを積極的に私どもは考えてきた雰囲気があったと思います。

柴田委員

わかりました。

新井委員長

この障害児学級という言葉の問題ですね。特殊学級というふうに従来は言っていたものが、そのへんの言葉の使い方についても、いろいろ議論があるところではな

いかと思いますので、このままにするかどうか、説明を加えるかどうかということも含めて検討させていただければと思います。これについて、何か御意見はございますか。事務局から何かございますか。

市川課長

よろしいでしょうか。ここの重点施策、8頁の ・ というのが重点施策、それから、プランの施策体系の中では32頁のほうに位置づけをしています。

それで、学校教育部会のほうでの議論ですが、いま小島副委員長のほうから御説明ございましたが、具体的な内容につきましては国の動向がはっきりしなかった点が1つございます。この部会とは別途に教育委員会の学校教育部のほうで、この特別支援教育のあり方について別途、協議をした経緯がございます。その協議の中身をこのプランの中に入れさせていただき、こういう文章表現になっております。

より具体的な内容につきましては別途、これからの川崎の特別支援教育のあり方という報告をいただいております。そこにこの教育プランと整合を図ったかたちで整理をされておりますので、この12月にできたばかりですので、後ほどよろしければお届けさせていただいて具体的な内容をご確認いただければと思います。

新井委員長

柴田さん、よろしいでしょうか。

柴田委員

はい、結構です。

新井委員長

学校教育のほうについても、いろいろと御意見が出ておりますが、社会教育のほうはいかがでしょう。

柴田委員

もう1つだけ。行政区地域教育会議について、大きいほうのペーパーで、「文章の意味がわかりづらいとの指摘を受け修正」という、14頁なのですが、この文章を読んでもまだちょっとわかりにくいなど。大変失礼な話ですが、そう思いました。行政区地域教育会議が何をするのか、というところですね。

冊子のほうの25頁の上から2つめの黒丸ですが、行政区地域教育会議というところなのですが、「中学校区地域教育会議の支援・補完を通したネットワーク化や、行政区全体の生涯学習過程等を促進させるための支援とコーディネートを行うとともに、……」何か「とともに」が多すぎるような気がしまして、「行う」でまず切ってもいいのではないかと思いました。

「地域住民の教育行政の意見の反映と行政区との・・・組織として機能する・・・。」何か、私はちょっとわかりにくいと思ったのですが、皆さんいかがでしょう。

新井委員長

こうしたらいいじゃないかというのはございますか。

柴田委員

少なくとも、「コーディネートを行うとともに、・・・」ここの「行う」で切ってしまうていいのではないか。なぜ「とともに」でなければいけないのかなと思ったのです。「また」でいいのではないかと考えたのですが、そういうところにこだわり出

すとまだいろいろと気になることはありますが、「とともに」がすごく多いなと思って、この1つだけ言わせていただきました。

新井委員長

なるべくわかりやすくするというのは大変重要なことだと思います。

小松副委員長

いまのところですが、左側の24頁の図のところをごらんいただいて、地域教育会議というので、これ一括りにしてしまったのがかえってわかりにくかったのかなと思うのですが、図の真ん中のちょっと左上ですが、地域教育会議の中に2つ、行政区地域教育会議と中学校区地域教育会議と書いてあります。

これは要するに、対象地域が違ってはいるものでありまして、中学校区はまさに中学校区を対象、行政区は、このもっと大きな枠の中に、そのすぐ上に行政区における教育支援体制というふうに書いてある。むしろこれに関わるものです。

ですから、その行政区地域教育会議の、あまり上下の図を描くのはふさわしくないのですが、その下にいくつかの中学校区地域教育会議ができていくということで、組織図的にはそうなるのだらうと思います。ですから、この図のほうがちょっとはわかりやすいかと思うのですが、それでもまだ少しこの地域教育会議というカテゴリーの中にスケールの違うものを一緒にしてしまっているので、柴田委員のおっしゃるように少しわかりにくいかもしれません。

活動の対象領域というか、レベルが違ってはいる。いわゆる上下関係というか包含関係があるものを一緒にしてしまっている、というかたちなのですね。もう一度言いますと、中学校区地域教育会議というのがいくつかあって、そのまとめがそれぞれ7つの行政区毎に行政区地域教育会議というものを機能させていくというプランです。

新井委員長

ということで、表現はそれではまた、工夫していただくということによろしいでしょうか。

柴田委員

よく読めばわかるのですね。

佐藤副委員長

地域教育会議についてはいろいろ議論がありまして、それで、はじめは地域教育会議の見直しという提案が出て、見直しは廃止ではないかということで非常に反発がありまして、活性化という方向で議論が進んできて、地域教育会議の当事者の方々からもずいぶんいろいろ意見をいただきました。

それで、中学校区地域教育会議と行政区地域教育会議というものを機能的に少し分けて考えるという方向で、これは当事者の方々も含めて提案がありまして、そこらあたりが実は行政区に関して必ずしも十分煮詰まってないような表現で、わかりにくいという御指摘があるのも無理からぬ面があるかと思います。

私の希望としては、中学校区地域教育会議は少なくとも図の面からいきますと学校教育推進会議のやや上に、各学校の上に中学校区というレベルで、特に学校との関係や地域の子育て支援というところで、住民が学校を支えていくような位置づけ

で機能を果たしていく、かなり実践的な、あるいは学校の教職員との協働とか交流ということに目的を特化させていく方向での議論が出たかと思います。

行政区地域教育会議はどちらかというと、市民館の中に地域教育サポーターというのが置かれる提案があるのですが、この図では、地域教育サポーターは直接個人として、学校教育推進会議で関わるようになっていますが、やはり中学校区地域教育会議と連携すること、それからその中学校区地域教育会議を行政区地域教育会議が、ここに補完とか支援とか出ていますが、お互いの中学校区地域教育会議の交流を進めたり、あるいはそれを支えていく市民、住民の方々の力量をアップするような方向で有効に機能したり、あるいは行政区のレベルでまちづくりとの関わりでさまざまな提言を行うということで、「教育行政への意見反映」という言葉がここに出ておりますが、どちらかというと「意見反映」に行政区教育会議のほうはシフトしていく方向性でだいたい集約されてきたと思うのです。

ただ、この地域教育サポーターと、行政区における地域教育会議と、区役所におけるいろいろなまちづくりとの相互の機能とか、形が今後どうなっていくのかが必ずしもこの段階ではまだ見定められていない。今後の議論に待つところもかなり残されているのではないかと思います。

とりあえずここまで、であったり であったり、行政区レベルで教育支援というふうなことで、今までの地域教育会議のいろいろな問題点がありましたので、その問題点をもう一回見直しながら、積極的にそれを有効に活用していく方向で、行政区と中学校区というものの市民参加の姿をとらえていこうという方向性が、ほぼ位置づいたという段階ではないかと思います。ですから、具体的にどうするかというところでは、今後の議論がかなり出てくる可能性はあるかと思います。

田中委員

柴田委員がおっしゃったのは、中学校区と行政区の違いとか図との関係ということではなくて、ただ単にこの文章が非常にわかりにくいということだったのではないかと思います。

ただ、いま佐藤部会長が言われた、行政区レベルは特に提案というのですか、意見反映、これが重要だというようなお話もあったので、それも取り込んだ上で修正するとすれば、例えばこういうのがあるのではないかと思います。

柴田委員が2つの文で区切ったらしいというお話があったものですから、まず、「コーディネートを行う」で切って、そのあと「特に」というふうにして、「特に」の後が2つ並列の機能があるのですが、それがこの表現だとわかりにくいと思います。

ですから、例えば「教育行政に対する地域住民の意見反映、及び地域住民と行政との協働を推進する組織として」としたらどうでしょうか。かえってわかりにくいかも知れませんが、要するに2つ並列で、この2つの機能が特に行政区レベルでは求められるということを強調するためには、今みたいな表現もあるかなという気がしますので。あとはお任せいたします。

新井委員

修正の御意見もいただきましたので、それを参考にさせていただいてわかりやす

くするというので、柴田さんよろしいでしょうか。

それでは、2章と3章についていろいろと御意見をいただきましたが、まだございましたら出していただいていた方がいいのですが、次の第4章、プランの進め方というところを含めて、そのへんで御意見をお出しただければと思います。いかがでしょうか。68頁からになります。

具体的なスケジュールにつきましては、今まで案が出ていたこともあるのですが、この策定委員会としてはそこまでは、具体的なスケジュールまでは提言申し上げないで、それは答申に基づいて事務局のほうで、お考えいただくということになっています。

全体としての進め方について、広報の問題、進捗管理体制の問題、それから川崎市の教育目標についてという、従来から設定されている目標との関係の問題もございしますが、そのへんについて御意見をお出しただければと思います。

それでは時間もございしますので、最後に「参考」というところで、これは具体的に何も出ておりません。1のところに語句説明というのがございします。これは、先程わかりやすくするというお話がございましたが、それとも関連して用語について解説するということですが、こんな言葉は解説しておいてもらいたいという、特にそういうものがございましたら、お出しただければと思います。そのへんも含めて御意見をお出しただければと思います。

三好委員

全体の印象でお話しさせていただきたいのですが。

この答申の案なのですが、印象的には非常によくまとまってきたと思っております。皆さん各部会の御努力、それから事務局の御努力、よく伝わってきたのですが、こんなことを言うと怒られるかも知れないのですが、正直言って筋が一本、もう少しうまく見せる手法がないのかなと感じております。

これは冒頭の「はじめに」のところでお話しすべきだったのかも知れませんが、今までの御議論を聞いて感じたのは、最後の参考資料の部分ともからむのかも知れないので、いま発言の機会を得させていただきました。

「はじめに」のところにもありますが、昭和61年の当時になくて、今あるものというのは何かと考えたところ、この間、非常に大きな変化がいろいろあると思います。その変化こそ、私は川崎らしいところが実は内在しているような気がしています。

例えば、高校でも当時なくて今あるものという、総合学科という新しい仕組みの学校ができていますし、これはもう言うまでもなく、地域と連携を強めようという姿勢が持たれていると思います。

それからもう一つ、これは非常に大事なことではないかと思うのですが、NPOという概念で当時とはまったく比較にならない現状があると思います。特に川崎では、法人格を持った団体も含めて多様な活動がなされていると思いますが、この「市民の力が教育を変える」という副題をもう少しわかりやすく説明するには、やはりそのへんの言葉が大事になるのではないかと思います。

また、大学も変化していますし、それから「企業市民」という言葉もあると思う

のですが、大企業であれ中小企業であれ、その企業自体も今どんどん大きく変わろうとしている。変わろうとしている中で、学校との連携とか、いくつかの中にも盛り込まれていますが、そういったものを表す言葉、これをはじめにの中に入れたほうがいいのかどうか、そのへんは私も意見を持っていませんけれども、そのへんのことをはっきりとうたったほうが、1つの筋が見えやすくなるのではないかと感じております。

29頁から30頁に至るところに、具体的な事業が書かれておりますが、これも川崎らしい、川崎という地域が持つ教育資源だと思うのですが、こういったものを生かしながら、あるいはNPOというものをきちんとこの中で、ある意味で定義づけるといいますか、市民性をきちっと出して説明することが、先程来いろいろな議論があった「個性ある学校づくり」ということにもつながって見えてくるのではないか。そういう言葉をきちんと丁寧に説明することで、副題の「市民の力が教育を変える」ということが一貫性を持って伝わるのではないかと思います。

新井委員長

ありがとうございました。大変重要なことでございますので、それらをふまえて修正したいと思います。それでは章毎に御意見をうかがってまいりましたが、そういうところも含めて、残りの時間も少なくなってまいりましたので。

増田委員

参考のところの一つ。

今、語句説明一覧表というものだけが、これから入る予定だということでしたが、参考資料としてつけていただけたらいいと思うものが他に一つあります。これまでの会議で配布された資料一覧です。

これまでも教育プランは宣伝されてきたと思いますが、それでもこの答申が出た時初めて御覧になる方も多いと思います。そのとき、より詳しく知りたい、もう少し理解を深めたいと思われる方もいらっしゃると思います。この答申だけですと、どのような資料にあたれば詳しく知ることが出来るのかよくわかりません。これまでの会議で配布された資料はプランの議論を理解するために役立つ資料が多く含まれていたと思います。配布された資料全てとはいいいませんが、以上のような主旨にそって大切な参考資料一覧が加えられると答申の理解が深まると思います。

新井委員長

ありがとうございました。そういうことも含めてまた、お一人ずつ御意見、あるいは御感想、どのようなことでも結構です。4時半くらいまでには終わりたいということですが、そのへんもお考えいただいて御発言をいただければ幸いです。

では左澤委員さんから。

左澤委員

プランの進め方に関連しますけれども、新聞などへこれから公表してPRすると思うのですが、この夏の間報告のときに、この会あたりでも話はあったと思うのですが、市民の方から寄せられた意見なりアンケートの回収率が、配布した数と比べるとずいぶん少なかったように思います。

これから、これを、学校を通じて父兄の方に配布したり、いろいろな方法は考え

られると思うのですが、そのへんを、ただこういうプランができたということで配布するだけではなくて、できれば学校を通じて先生方から保護者の方へ説明をしながら配布する、ないしはこういったものは、できるだけ周知・浸透できるように、ぜひとも事務局の方には工夫していただきたいというのが1つです。

それから、これは全体の中で1つ私が気になっていることなのですが、「個性が輝く学校をつくる」という2番目の項目に関係しますけれども、これを教育プランとして打ち出したときに、市民の方からの意見の中にも入っていたのですが、「特色ある学校づくりには反対だ」という意見が、確かあったと思います。

学校の格差につながるのではないかとか、例えば自分の子どもはこの学校に入れたくないから越境入学したいとか、そういう特色が出てくるのは、私はいいことだと思うので、あまりこのプランに水を差すようになるとまずいと思うのですが、仮にそういう意見が出てきたときに、市民に公表したときにそういう質問が仮に出たらこういうふうに答えたらいいとか、そんなことを、ちょっと心配していたものから申し上げました。以上です。

八木委員

私は、大変よくできたプランだと思います。各部会の方々、そして事務局の御努力に敬意を表します。副題について「市民の力が教育を変える」ということにつきましても、私は常々、これまで豊かさを追い求めるが故に我々自身が無関心となってしまった教育についてのツケというのを、我々なりに払わなければいけないと考えておりますので、そういう意味でも、このサブタイトルについては、私は納得しております。

それと、往々にしてプランというのをつくりますと、つくっただけで、そのフォローというのがないケースがままあるわけですが、第4章できちんとかうフォローしますよと、こういうことをうたわれているということについても、私は評価しております。以上です。

峪委員

いよいよ最終の策定委員会になったなというふうに思って、今日は出席をしております。2年の間、さまざまな話をしてきたわけですが、思い起こしますと、最初に教育行政部会のほうで出てきましたのが、各自治体で既に行われている、さまざまなプランが列挙されたものから、スタートしたように思うわけです。それらの1つ1つが川崎にどのように入っていけるのかな、ということが大変な関心事でありました。

私ども現場にいる者は、常に目の前のことをどうするかということで、日夜頑張っております。3年前の新しい教育の立ち上がりのときから、以来もうほとんど、どこの学校でも、さまざまな試みを盛んに行っております。そして、実際にここに出ているいくつもの事業、展開する事業については、もう実際に行われているというのが、現場の実情でございます。

それら1つ1つのものは、このプランでいきますと、子どもたちを輝かせる、あるいは市民を輝かせるための、先程の皆さんのお言葉をお借りすれば、装置であると思います。その装置は、この机上のプランで考えられているわけですが、実際に

これを稼働させていくということがこれからの現場、あるいは行政に求められていると思います。

それをどのように上手に稼働させていくかということが、まさにこれから大事なことだろうなと思ひまして、たくさんあるもの、これが一度に現場にきたら大変だなというイメージは一切持っておりませんで、いかにこの装置というものを使っていくかということに、これから前向きに臨んでいきたいと思っております。

いずれにしても、先程もお話がありました第4章、プランの進め方。わずか6行ですが、3年後にという具体的な数字で評価するものがあるということですので、そうしたものを含めてやはり現場でこれを育てていくというか、前向きに取り組んでいくということが、このプランを策定した意味につながっていくのではないかと思っております。以上でございます。

正村委員

現場の校長として、このプランの内容を見まして、やはり積極的にとらえて実践していく、そういう責任を非常に強く感じました。内容については非常に期待する部分と、正直なところ不安な部分があります。

これからこの答申の内容については具体化していくわけですが、その具体化していく中で、やはり現場の先生方、これは管理者も含めて、十分な説明、それから理解を深める中でソフトランディングできるような手立てをぜひ講じてほしいと思っています。

具体的には、いろいろな機会をとらえて説明をしてほしい。それから、具体化する内容や方法、時期などについて、現場と相談しながら進めていただきたいと思っています。例えば、地域運営学校についても、保護者や地域住民が学校運営に権限と責任を持って、積極的に関与するということから、学校運営に非常に大きなインパクトを与える組織だと思っています。そういう意味でも、先程言いましたような説明、あるいは方法等について相談をいただければと思います。

それから、いま言ったじっくりソフトランディングしていくものと、早急にやってほしいもの。例えば2学期制の導入が18年度から入ってくるわけですが、この答申の中にも「教室等の快適化」というふうに書いてあります。特別教室とか普通教室への空調設備の導入を検討するとあります。ぜひすぐにやってほしいと思ひますし、ITを活用した学習環境の整備というものもあります。校内LANの構築、コンピュータの配備を行うとあります。これも職員全員に早急に配布してほしいと思ひます。

そういう意味で、じっくり取り組んでいただけるものと早急にやるもの、ぜひこれをお願いしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

新井委員長

「すぐに」というのがございましたが、ちょっと北條委員さんと河野委員さんは最後に発言をいただければと思うのですが。それでは今井委員、よろしくお願ひします。

今井委員

先程、言いそびれてしまひまして、ちょっと細かいことになってしまうのですが。

個人的な意見も入っているのですが、24頁、25頁のところで、24頁「地域運営学校の設立の検討」とあります。

他は、「聞いていきます」とか、「活性化を支援していきます」とか、「構築します」とか書いてあるのですが、この「検討します」という言葉がとても消極的な響きに聞こえて、私の個人的な意見としては川崎市にぜひ地域運営学校の設立を望んでいますので、「検討します」ではなくて何か別の、もうちょっと積極的な言葉に変えていただけたら安心するなという感じがしました。「取り組んでいきます」とか「進めていきます」とか、もう少し前向きな言葉づかいにいただけたらと思います。以上です。

西山委員

私も、最初と最後に出席という、ちょっと間が抜けてしまって申し訳なかったと思うのですが、だいぶ中身が、最初から比べるとずいぶんわかりやすくなってきているという思いがあります。

私たちPTAは、いろいろな角度と申しますか、子を持つ親として学校とずっと関わってきているわけです。ですから、まず本当に学校が楽しいところでないと子どもたちは行きたがらないですし、勉強もしたくない、という思いが親としてはあるのではないかと思います。

そういうためには、こういうことがやはり私たちの中でも、きちっと説明をしていかななくてはいけないですし、一般市民の方からもずいぶん意見が入っていると思いますが、そういう意見を十分私たち親も考えていかなければいけないと思います。

ただ、学校に全部お願い、行政にお願い、教育委員会にお願いということではなくて、やはり地域にいる私たちもいろいろな角度から教育、行政、いろいろとあると思うのですが、意見なども述べさせていただきながら、本当に輝く学校をつくっていきたいと思います。

そして、計画があってそれを実行して、確実にその実行がなされているかどうかということも、いまここにも書いてありましたが、3年後ということもありましたので、ぜひ、それはまたそのとき、いろいろな角度から見直しをさせていただければありがたいと思います。

先程、中学校の校長先生のほうからお話ありましたが、すぐ必要なものと少し後でもいいものというのはやはり、学校もそうでしょうが、子どもに対して子どもの目線で見えていただくともう少しそれが整理されてくるのではないかと思います。ぜひそのへんのことも頭の片隅に置きながら、進んでいただければありがたいと思います。以上です。

柴田委員

「市民の力が教育を変える」というこのサブタイトルなのですが、私も川崎市民として、市民というものを本当に真剣に考えなければいけない。その場合、やはり社会教育の力というのを、毎回きちっと見直したいと改めて思いました。学ぶということですね。学校だけではなくてすべての学びの社会という、ここが大切なところだと思います。

それからもう1つ、関係者の方々の御努力で、本当にもう必要な文言は全部入っ

ていて、あらためて読ませていただいて、本当によくここまでつくっていただいたと感謝申し上げます。

ただ、これは文言を実行していくのはやはり教育行政、行財政のリーダーシップというものがなければならないのではないかと思います。あらためて、教育委員会の改善を含めて教育行政の公正さ、公正を保ちながらリーダーシップを強くしてもらいたい。そうでなければこれは、ばらばらになるという感じがいたします。本当に縦割りではなくて横に手をつないで連携していくというのは、やはりかなり強烈なリーダーシップがないとできないのではないかと思います。感想でございます。

田辺委員

私、学校保健会の会長として学校の保健については、かなりいろいろやってきたのですが、不登校だとかあるいは学級崩壊などがございます。こういうのは実際問題、よく調べてみると、0歳から3歳までの、あるいはもう少し6歳ぐらいまでの幼児の母親の子どもに対する愛情が不足しているということで、前にもお話しした通りでございますが、今のお母さんたちは仕事というものがございまして、昔は、母親は家庭で子どもを育てていけばいいのだということであったように思いますが、今はそれができないで、働きながら子どもを育てるといようなことから、いろいろと問題が出てきているわけです。

ですから、不登校もその現象の1つでございまして、私は実際問題として今、区のほうで子どもに対して、講演をやっております。そうすると聞いた後、非常にいい反省文が、感想文が出てきております。こういうことは知らなかったとか、こういうことをしていかなければいけないのだという話が出てきます。でも、その主体はお母さんが子どもを抱いてやるという、そういう機会が少なくなったところからきているわけで、抱くということは非常に大切であると思っております。

ですから、不登校やそういうふうなことをなくすために、やはり私は、一番問題がある0歳から3歳、あるいは4歳から6歳まで、そういうふうな関連を非常によく話し合ったほうがいいと思いますし、また、そこに力を集中して、子どもは教育できないのだからお母さんを教育しなければいけない。その、教育するということは教育会議でやっていいと思います。そこまで教育を下ろしてもらいたい。

そういう取組をいま、私が中原区だけで今やっているのですね。市長が、あなたのところで成功すれば全区にそれをやらせてもいいとおっしゃったというようなお話を、ちらっと聞いたことがあります。全区にわたってやらないといけないと思っております。学校教育というものを0歳まで下ろしてやっていただければそういう面で、学校に入った子どもたちがいろいろの問題を起こさないで済むのでないのかなということで、ちょっとお話ししてみました。以上でございます。

新井委員長

ありがとうございました。それでは田中委員さん。

田中委員

もう特にありませんが、いずれにしても前回から今まで短いスケジュールの中で何回も部会に入らせていただいて、部会長さんはじめ部会のメンバー、またそれを推

進された事務局の方々に敬意を表したいと思います。

新井委員長

ありがとうございました。

佐藤副委員長

やっとゴールが見えたかなという気持ちなのですが、いま参考資料のところ数えてみたら、2年間で30回会議がありまして、よく川崎に通ってきたなと自分ながら驚いています。

やはり、この「はじめに」というところにありますように、昭和61年の「いきいきとした川崎の教育をめざして」という報告書が川崎の市民の方たちにとって非常に、過去のすばらしい財産として生きている。しかし、現実それを担っているいろいろな市民はその後変化もしているし、それから新しい担い手がそんなにどんどん増えているわけではないわけです。

先程の柴田委員の御意見だったかと思いますが、成熟した市民が教育を変えることが理想ではありますが、いかにしたらその成熟した市民を無尽蔵に発掘し、また力量を高めて次から次へ、豊かな人材としてこの川崎市が育てていけるのかという、そういう視点でこの報告をつくる過程で人という、市民というものをとらえていかななくてはいけないわけです。

だから、成熟した社会とかということが安易に語られやすいわけですが、いかにしたらそうした本当に成熟した人々が、生き生きと活躍できるような地域であり、学校を支える活動であり、教育行政の推進の担い手であるかという、そうした視点でずいぶん議論を深めてきたと思います。

ただ、実践とか現状にはかなり温度差というものがあって、その温度差というもので、評価が非常にネガティブに働くのです。だから、いいところはがんばっているけれども、大半はそうはいかないというふうな議論で、その取り組み自体が、全体としてネガティブに働いてしまう。

そのあたりが、やはり市民とか社会教育のサイドで見えていきますと、学校のように決められたことを組織だってやられている取り組みではなくて、非常に自発性を待たねばならない取り組みであるが故に、そのネガティブな評価というものが時にかなり大きく作用してしまうわけです。

ここをどうやって切り抜けながら、本当に行政と市民が一体となって21世紀の教育プランをつくっていくのかという、ある意味、責任と協力への革新のようなものをいかに生み出していくのかという、そういう点ですごく激動にさらされたというか、一人一人が葛藤にさらされた日々であったような気がします。

おかげさまで、先程皆さんから御評価いただきましたように、非常に市民の方がさまざまな会議や意見交換をされましたし、行政の方も根気よくそれを聞きながら文章化していく作業に御尽力いただきましたし、何とかここまで来て、結果やはり川崎の教育というのは、他の地域にない力強さを持っているのではないかと私自身、参加させていただいたことを、とても貴重な経験をさせていただいたと感謝しております。どうもありがとうございました。

小松副委員長

まず、部会長としては特に行政部会に参加いただいて、熱心に御議論いただいた方々に対して本当に心から御礼を申し上げたいと思います。同時に、部会長としてそこでの熱心な議論、及びその成果を答申のほうにまとめるにあたって、うまく役割を果たせたのかなという点では、少しというか大いに反省するところもありまして、いい勉強をしたと思っています。

もう1つは、個人としては非常にいま教育改革が国レベルでも、それから川崎市自体でもいろいろな課題を抱えているし、それは、私は今までが間違っていたのではなくて、今まではそれなりにしっかりと成果を上げてきたけれども、これから私たちがやらなければいけない改革は、まさに未知の世界で、どういうふうに教育が、あるいは子育てが、進んでいくべきかということは、非常に不透明というかよくわからない中での手探りで進めていくというふうなことになると思います。

そういう点で言うと、まさに子育てや教育と一緒に、この報告書は生んだ後の育て方が大事で、そういう面で私も、度々申し上げておりますが、自分も市民でありますので一市民として積極的に協力をするなり、いろいろなかたちでこれを自分なりに責任を持って関わっていきたいと思っています。本当にいい勉強をすることができましたし、今後、むしろこれをもっともっと質の高いものにしていくよう、教育委員会や学校の関係者その他の皆さんにお願いすると同時に、私もがんばっていきたいと思っています。どうもありがとうございました。

小島副委員長

私は途中から参加するというようなことで来た関係で、当初、最初はどうもついていけなかったというか、リズムに合わせることができなかつた部分が若干あったのですが、次第に慣れてきて、そのうちに、もう何年もいたようなつもりになってしまって、部会を進めてきたという感じを持っております。

学校教育部会では、いろいろな議論が出てきまして、時にはそれぞれの立場の違いが、非常にはっきりしてきたような内容のものもありましたし、私も、そういうような立場の違いなり考え方の違いなりが、表に出ていくことが、いい会議の証拠であるという認識に立って、積極的に、その立場の違いを表に出すような努力をしてきたつもりでございます。

そのことで、部会としても、どんな方向にもっていけるかどうか、ちょっと不安な面がないわけではなかったのですが、結果的にやはり川崎市の教育を、川崎市の子どもたちをどうするのか、というようなことで、皆さんがそういう気持ちになって、今日のような段階に達してきたのではないかと感じております。そういう意味では、非常に委員の方々には、本当に御礼申し上げなければいけないと思っております。

それから、これまでもずっと、今日のような会議と部会というようなものを何回か重ねてきましたが、川崎市の1つの政策形成というか、そのようなプロセス自体が非常に川崎らしいし、これからの川崎の教育の展望を、そこで示しているなどと思った次第でございます。非常に議論が活発であり、そして質的に高いということも、失礼ながら感じた次第でございます。

今回の案がおそらく答申になっていくわけでしょうが、そういうことを、その実

行のプロセスを監視するという機構もできるようですので、これを通して川崎市の教育なり文化なりが、さらによくなっていくことを望んでおります。いろいろどうもありがとうございました。

新井委員長

最後になってしまいましたが、北條委員と河野委員にお願いしたいと思うのですが、委員としての立場と行政の立場と両方ございますのでよろしくお願いいたします。

北條委員

それでは私のほうから先に始めたいと思います。私も昔、社会教育をやっていたので、本当は社会教育の分科会に入って自分でいろいろしゃべりたかったのですが、あまりしゃべると、すべてまた自分のほうに降りかかってきそうな立場にあります。いま先生方の御苦勞を考えましても、「大変御苦勞さまでございました」ということを、まず冒頭に申し上げたいと思います。

私どもも、前回の会議のときに、市の総合計画の基本構想と、それから自治基本条例を参考にさせていただきたいということで市政だよりの特集を配布させていただきました。それらが12月16日の議会で最終的に議決をされました。

すべてが賛成というわけでもなかったのですが、そのいくつかの議論の中で、やはり自治をこれから市民が行っていく、あるいは川崎市の10年の基本構想を含む中で、市民への周知が非常に少ないということで賛成をいただけなかった人もいます。そういうことでは、この教育プランも今後どういうふうに市民にきちっとお話ができるのかということも大きな課題になると思います。

自治基本条例、それから基本構想、それから行財政改革、これが川崎市のいま三位一体といいますが、この3つでおそらくこの10年間は進むだろうと思っています。その中でこの教育プランがどういう位置づけを得て、どのようになっていくのかというのは非常に難しい部分があります。

私はこれを受け取って、それを市の行政に反映する立場ですので、精一杯がんばっていきたいと思いますが、市の三位一体の中で、どういうふうにこれができるのか。先程、隣の校長先生が、早急にやるべきことをおっしゃられましたけれども、そのお金はどこから出てくるのかというのがまず一番の問題です。

ですから、今こういうプランをつくることになったきっかけ、あるいは川崎市が基本構想をつくるきっかけになったというのは、やはり1つは大きな社会経済情勢の変化の中で、今までのようなやり方では、市は財政破綻してしまうという大きな事実がありますので、教育改革のプランも、そういう中で進めていかななくてはならないと思います。

今後進めていく中で、例えば、社会教育で言えば指定管理者制度というのが、もうあと1年や2年で全部入れなければいけない。この時に市がいったいどういう形になっていくのか、という大きな動きが出てきます。

あるいは教育の分権という中で、これはもう私どもではなく国の三位一体改革でも教職員の国庫負担の話がいろいろ出ていまして、おそらくこれが県の負担になっていく、あるいは政令指定都市の負担になっていく。そうなった場合に、そのお金

の問題も大変なのですが、それ以上にやはり教育の分権が急速に進むだろうと思います。

個性ある学校ということですが、むしろ個性ある川崎市というのを教育の側面はどう支えていくのかというのが、大変大きな課題になってくるのかなと思います。先程お話がありましたけれども、川崎のこれまでにいろいろやってきた川崎方式といわれる学校教育、あるいは社会教育、やはりこれらの延長の中でそれをどう財産として生かして今後伸ばすのかというのが1つの大きな課題になってくるのかなというふうに、今考えているところでございます。

それから、このプランの進め方については、自治基本条例もそうですが、やはり地域を最大のターゲットにしておりますので、地域でどのようにこれが根付くのかというのは、他の行政と連携していかなければいけないと思います。

そういう意味では、子育てという観点でくりまして、子育てを地域でという、地域で解決できるものは地域でというので、区役所を協働の拠点ということにしましたので、その中で区役所の隣にある市民館、図書館等がどのように一緒に連携が組めるのかというのがまた1つの課題になってくると思います。

それから他の行政、その中でも文化、芸術、スポーツ、いろいろとありますが、川崎市の行政の中では必ずしもこれは教育委員会だけでやっておりませんので、それらのところとどのように整合性を保つのか、そのときに特に大事なのはやはり教育委員会の主体性だろうと私は思っております。これは外から見ていて特に最近強く感じるのは、教育委員会の主体性というのはどういうふうにつくっていくのかというのが非常に大きな、それは教育委員会の行政職員というよりはやはり市民総ぐるみでつくっていくとといけないと考えております。

あるいはただ地域という目で見ただけの場合には、間もなく団塊の世代が大勢地域に帰ってまいりますので、おそらく川崎も、学校を拡大しまして100校計画とかいろいろつくったときの先生方、採用された先生方がほぼあと何年かで定年を迎える。かなり大量に団塊の世代が辞めていくだろうと思います。そうなったときに学校教育がどのようにレベルを保ってきちんとやっていけるのか。そういう課題もございます。

いろいろ課題ばかり言って、最後に水を差すような話をして申し訳なかったのですが、この教育プラン、今回は一人一人が「生き生きと輝く」ということでありますし、先程、佐藤先生のほうからもありました、61年、騒然たる教育論議で教育に市民の目を向けさせようといったときの報告のタイトルが「生き生きとした川崎の教育をめざして」でございました。

いわば私どもの基本構想も、市民の誰もが生き生きと暮らせるという、こういうふうに全部「生き生き」ということになっておりますので、情勢は厳しいですが、市も挙げてやはり市民と一緒に生き生きとした川崎、それも川崎方式をつくっていききたいというふうに思っておりますので、その川崎方式の教育版というのをぜひ私どもも一緒につくっていききたいと思っておりますので、今後とも先生方にもよろしく願いしたいと思っております。以上でございます。

ありがとうございました。河野委員には、最後に教育長としてごあいさつをいただくことになっておりますので、そこで委員としての意見も含めてお話をいただければと思いますが、その前に、最後でございますがひとことだけ委員長として申し上げさせていだきたいと思います。

1年半、委員の方々、それから専門委員の方々に積極的に御議論をいただき、それをそのときの座長が適切にとりまとめをいただきまして、大変すばらしい、まさに川崎方式といえますか、川崎らしい、川崎のこれまでの特色を生かしたプランができたことにつきまして、私自身はそんなに大して働いてないように思うのですが、御礼を申し上げます。

私の話の前に、拍手をもってこれを皆さんに認めていただくという段取りがあるそうでございます。私の発言を認めていただくことについては別の話になるのかも知れませんが、本当は専門委員の方々もおいでいただいて、御意見をいただければと思っておりましたが、司会が上手でなくて時間をつくることができませんで、申し訳ございませんでした。

今日はいろいろと貴重な御意見を出していただきました。文言についての修正の御意見もいただきまして、そのへんのところにつきましては事務局のほうとも相談し、また部会長と相談をしながら対応させていただきたいと思います。そういうことを含めて、この「かわさき教育プラン 市民の力が教育を変える」この答申に御賛同いただければ幸いです。1月11日までに事務局で修正をした上で答申をさせていただきますが、そのことについて御賛同いただけますようでしたら、拍手をお願いしたいと思います。

(拍手)

どうもありがとうございました。御賛同いただきましたことに感謝申し上げます。

ということで、大変立派な、まさに川崎らしいプランが、10年計画ということでございますが、具体的なスケジュールを事務局のほうでお考えいただいて、これを本当に実のあるものにしていただければと、委員長としても願うわけでございます。

大変多様な意見がプランの議論の中では出てまいったわけでございますが、それをまた市民の力が教育を変えるという方向で、集約をしてプランづくりが行われたということ。もう一つ、個人的に申しますと、学習社会の創造ということがプランの基本的な目標の中で、一つのキーワードとして入ったということも大変うれしく思っている次第でございます。

学習社会について、いま解説をするつもりはございませんが、こういう言葉を最初につくったというか、定義をしましたのは、1968年という古い話ですが、ロバート・ハッチンスというシカゴ大学の学長を務められた方でございます。それからいろいろなところでこの言葉が、さまざまな文脈の中で、日本の政策の中でも用いられて、これからの教育を考えるときのキーワードになっているわけです。

それがプランの重要な目標の中に入ったということについては本当に、私もその問題をずっと理念として考えてきたわけですが、それがこのプランの中で実現をするのではないかというふうに期待し、願っているわけでございます。

ということで、先程、小松先生からもお話がございましたように、プランは実行されなければ意味がないわけです。机上のプランに終わるのではなく、これをまさにこの市民の力でもって実施をしていく。財政的には非常に厳しいというお話もございましたけれども、そのへんはまた行政のほうで御努力をいただく中で、市民の力で乗り越えていくというようなことが重要なのではないだろうかと思っております。

もう1つ個人的なことで、大学に籍を置く者としてこれから課題になると思っておりますのは、大学というものを小学校・中学校の教育を考えていくときの教育資源にどうやってしていくかということです。

今回の答申の中にも、大学の公開講座の話とか、リカレント教育とかという言葉が入っておりますが、これは大人を対象にしたものです。しかし子どもを対象にして大学がどのように関わっていくかということは非常に重要ではないかと思っております。実は私、そういう大学がいま小学校・中学校でどういうことをやっているかということで全国を回っているところです。

いま私は放送大学の埼玉の学習センターにおりますが、その近隣の中学校に、日本大学の物理学科の先生方が選択理科という授業に来るわけです。そこに埼玉大学の理科専攻の学生が大勢、ボランティアで来るわけです。そういう仲立ちをしているのは父兄なのです。お嬢さんが中学校に、息子さんが日本大学の物理学科に入っている、そういうことで仲立ちをしているわけです。

そういった取り組みというのは全国で広がっておりますし、それから国立大学などでも、先日、愛知教育大学に行ってきましたが、理科系の学生、大学院生がボランティアで中学校に授業に行くわけです。そのときに、大勢の学生が行く場合に、教育委員会がバスを学校にチャーターして出すわけです。そのバスを使って学生さんが移動するという、そういうことまでやっているところがあるわけです。

そういった取り組みというのが非常にたくさん出てきておりますので、ぜひ大学もひとつ教育資源として生かしていくという道が、このプランの中でもできるのではないかと思いますので、大学にいる者としてはそういうことに期待をしております。

余計なことを付け加えましたけれども、この策定委員会の議事につきましては、いま御賛同をいただきましたので、終了させていただきます。

策定委員の皆様方には約2年間、7回にわたる策定委員会に御協力、お力添えをいただきまして心から感謝申し上げます。最後の策定委員会ですので本日は専門委員の方々にも御参加を大勢いただいております。答申が出来上がってみますと大変膨大な量になっているわけでございますが、こういう答申が出来上がるまでには専門委員の方々の並々ならぬ御努力、御協力があったわけでございます。それにつきましてもあらためて感謝申し上げます。

それから、ここにいらっしゃる方々、事務局の方々も休日を返上して作業にあたっていただいてわけございまして、あらためて御苦勞様でしたと申し上げたいと思います。それから、市民説明会においでいただいた方、今日も大勢の方が来ていただいておりますが、いろいろなかたちで御意見をたくさんいただいたわけござ

いますが、そういう方々にも委員長として心より感謝を申し上げる次第でございます。ありがとうございました。

ということで、私の感想のようなことも申し上げさせていただいてしまいました。これで今日の策定委員会を閉じさせていただきます。後は教育長のほうのご挨拶をいただいて、ということでございますが、よろしくお願ひしたいと思います。

市川課長

新井委員長、どうもありがとうございました。新井委員長のリーダーシップの下、第7回までの策定委員会を無事に終わることができました。それから、本日御参加いただきました策定委員の皆様、それから専門部会の皆様、大変長時間にわたりましてありがとうございました。心から御礼申し上げたいと思います。

それから、今日の策定委員会でもさまざまな御意見をいただいたところでございます。さらには、今日この場で御発言等、あるいはこの後お気づきになった点等ございましたら、策定委員の方々、それから専門部会の委員の方々、事務局のほうへ御意見をお寄せいただければと思っております。1月11日の答申までの間、新井委員長と御相談をさせていただきながら、できるものについては反映してまいりたいと思っております。

それでは、最後になりましたけれども河野教育長のほうからひとこと、ごあいさつさせていただきます。

河野教育長

委員長の新井先生、また副委員長の先生方、策定委員、専門委員の皆様、本当にありがとうございました。この会議も含めると50回以上にわたる会議が2年間の中で開かれたわけでございます。

また、市民の方々、傍聴の方々、またたくさんのメール、FAX、電話等でいろいろ御意見をいただきました。300件以上の御意見をいただいたところでございます。2年にわたる会議の中でいろいろいただいたものを、十分に委員長が斟酌をさせていただきまして、この中にいろいろな意味で盛り込んでいただきました。

これをあと実行するという、これからの行政の仕組みの中で、今後皆様からいただいた貴重な意見、あるいはプランに盛り込まれている内容を十分に反映できるように、行政としても取り組んでまいりたいと思っております。

今回の策定にあたりましては、今までもさまざまな会議が出ておりますが、総合規制改革会議の教育改革の提言が出されまして、これからの義務教育は変わるという流れがございます。そして大学も変わり、私立学校にもさまざまなかたちで株式会社なども入ってくる。また、教育委員会の必置条件も変わってくるという、非常に規制緩和の時代の流れの中で、昭和61年から川崎市がいろいろ取り組んできた「生き生きとした川崎の教育」から、これからどういうふうにそれを発展的につなげていくかということで、あらためて教育プランをつくるという方向に踏み出したわけでございます。

その間、文部科学省が次々と改革をして、現在も矢継ぎ早にと言っているぐらいに改革案が出されておまして、次から次へと制度を変え、それこそ自治体の主体性に基づいて取り組んでくださいと、そういう話が出てきているわけでございます。

その中で、本市として実際にどのように川崎市、130万人都市、教職員7000人近く、子どもたちは9万6000人、130万人都市の中でどのようにきめ細かな教育をしていくかということが課題でございます。

先程、北條局長のほうからも話がありましたように、その間、市政に対する10年計画の基本構想、そして川崎市自治基本条例、区役所改革など、さまざまな制度、仕組みがつくられております。

また、国のほうも特別支援教育のあり方や教育基本法の見直し、三位一体の改革など、本当にいろいろな仕組みの中で川崎市の教育委員会が主体的に、あるいは学校の校長先生がリーダーシップをとって教育を進めるにはどうしたらいいかということで、皆様のお力をいただいたわけでございます。

これから本当に主体性を持ってやっていくには、市民、学校、あるいは地域の方々、そして教育をいろいろな意味で今まで支えていただいた方に、よりいっそう支えていただくことが必要でございます。いよいよ、このプランが出来上がるわけでございますので、本当の協働作業がこれを機会にスタートしますけれども、よりいっそう協働の中で教育行政を進め、また市民の力をいただきたいと思っているところでございます。

来年になりましたらシンポジウムも行ってまいりたいと思っておりますし、また明日は校長研修会がございますので、校長先生方にもこのプランというものを十分に理解していただいて、学校現場の中からの元気な子どもたち、あるいは個性輝く子どもたちが育つようなお力をいただきたいと思っているところでございます。

このプランの中でこれからの3年間、10年間ということで御心配の向きも大変あって、どうなるのだろうか、たくさんの懸念される声もございます。本当にできるのだろうか、ということ。そして、トップダウンになるのではないかという、そういう御心配もございますが、協働作業ということは一本筋が通っているところでございますので、ひとつこれからもたくさんの御意見をいただきながら、一緒にやっていけたらというふうに思っております。

長きにわたりまして本当に皆様のお力添えをいただきましたこと、感謝とお礼を申し上げましてごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

大変長時間にわたりましてありがとうございました。これをもちまして第7回の策定委員会を終わりにさせていただきます。2年間にわたりましてこのかわさき教育プランのために策定委員、専門委員の皆様にご尽力いただきましてありがとうございました。これをもちまして第7回かわさき教育プラン策定委員会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

(了)

市川課長